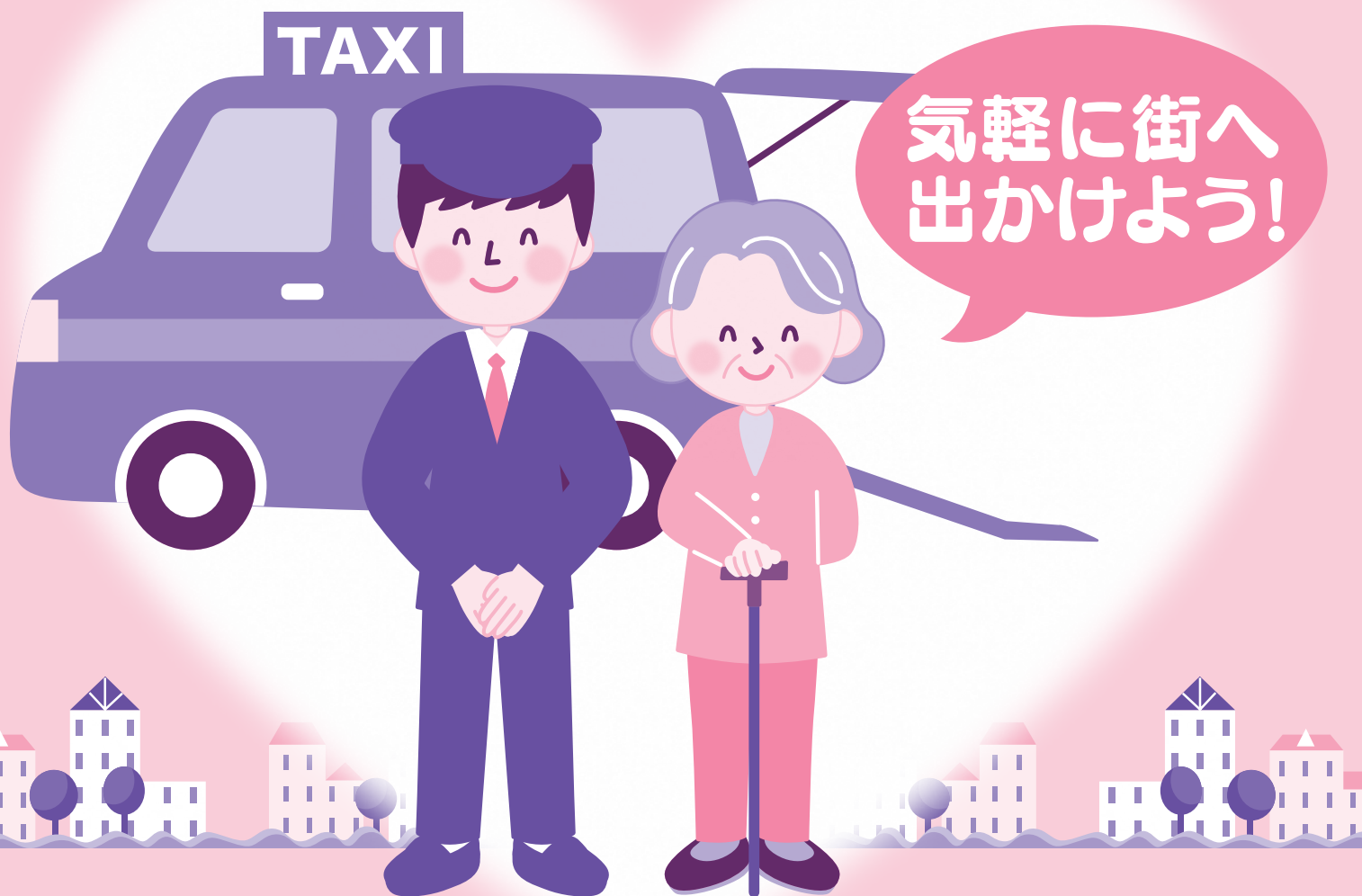


令和6年度の券は、令和6年3月25日より申込開始

おでかけタクシー券

在宅の要介護1以上の方の
外出を支援します。

(詳しくは裏面をご覧ください)



1冊3,500円の負担で、5,000円分が利用できます。

500円券×10枚綴り
1冊 3,500円
利用者証が必要です!

- ※年度内最大10冊まで利用が可能です。
- ※利用時には「おでかけタクシー券利用者証」の提示が必要です。
利用者証の交付には別に500円が必要です。
(年度内有効)
紛失等により再発行する際にも500円が必要です。

富山市が2割、タクシー事業者が1割を負担します。

おでかけタクシー券の申込方法

交付番号 ()

おでかけタクシー券
(契約タクシー事業者に限る)

¥500

乗車年月日	
乗車区間	~
会社名	

有効期間 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

発行者 富山市長



おでかけタクシー券

No.

おでかけタクシー券利用者証

有効期間 **令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで**

氏名

発行：富山市 発行場所

おでかけタクシー券利用者証

対象者

次のいずれにも該当する方

- 富山市内に住所を有する在宅の要介護1以上の方
- 同居家族全員の前年の(注)合計所得が1,000万円未満の世帯の方

※富山市心身障害者福祉タクシー及び自動車燃料利用券交付事業を利用している方は除きます。

申込開始

令和6年3月25日(月)より(土・日曜・祝日は除く)

利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

申込場所

富山市役所長寿福祉課および
各行政サービスセンター地域福祉係、山田・細入中核型地区センター

申込の際 必要なもの

- タクシー券1冊あたり代金:3,500円・利用者証交付代金:500円
- 利用者の身分証明書(健康保険証など、住所・氏名・年齢がわかるもの)
- 印鑑

利用範囲

富山市内および隣接市町村で富山県内

その他

- ※障害者手帳所持者は、タクシー乗車時に障害者割引(1割引)を受けられる制度がありますが、おでかけタクシー券使用時には、障害者割引は適用されません。
- ※タクシー料金が、利用される券面の合計金額に満たない場合の使用はできませんので、その場合は、現金でお支払いください。
- ※施設入所・入院等のやむを得ない理由の場合を除き、未使用のタクシー券は払い戻しできません。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等にもなう外出自粛等も想定されますので、ご購入の際はご注意ください。

(注)個人所得課税の見直しに伴う影響を踏まえ、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該合計所得金額から10万円(給与所得控除後の給与所得の額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る所得の額の合計額が10万円に満たないときは、当該合計額)を控除した額を用いて受給資格の所得制限を判定します。

お問い合わせは

富山市役所長寿福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎ 443-2062

大沢野行政サービスセンター ☎467-5811

大山行政サービスセンター ☎483-1214

八尾行政サービスセンター ☎455-2461

婦中行政サービスセンター ☎465-2114

山田中核型地区センター ☎457-2111

細入中核型地区センター ☎485-2111